

上峰町障害者計画

概 要 版



令和7年3月
佐賀県 上峰町

上峰町障害者計画ってなに？

上峰町では、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現をめざしています。

「上峰町障害者計画」は、障害者基本法に基づいて、障がいのある人のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める計画です。

この計画は、「上峰まちづくりプラン（上峰町総合計画）」を上位計画として、国及び県、町の関係計画と調和を保った計画として策定し、計画期間は、令和7年から令和11年までの5か年とします。

この計画が目指すまちの姿

高齢者や子どもたち、障がいのある人たち等、地域に暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が互いを思いやる心を持ち、ともに助け合うことが大切です。家族や地域における「つながり」がより一層求められる中、住み慣れた地域でともに支え合えるよう、人と人との絆を大切にし、上峰に住み、上峰で活動する高齢者や子ども、障がいのある人等、誰もが安心して暮らせるまちをめざし、基本理念を次のように設定します。

基本理念

人と人との絆でつくる だれもが安心して暮らせるまち 上峰



上峰町が進める重点的な取り組み

基本理念の実現に向け、次の3つについて、重点的に取り組みを推進します。

重点施策

1



障がいに関する制度等の周知・啓発

わが国では、令和6年に合理的配慮の義務が民間事業者へも拡大するなど、障がい者等支援のための法律や制度の整備が進む一方で、法・制度の周知は依然として課題となっており、上峰町でも、アンケート等によると、障害者差別解消法や成年後見制度といった障害者の権利を保障するための法・制度等の認知度が低くなっています。

その現状を踏まえて、上峰町では、障がいに関する啓発活動や情報発信を進め、住民一人ひとりが障がいについて正しい知識や理解を深めた上で、日常生活を安心して送ることができる町を目指します。

重点施策

2



重層的支援体制整備事業の推進

近年、わが国では生活困窮や引きこもりなど地域住民の抱える課題が複雑化・複合化しています。

その現状を踏まえ、上峰町では、令和4年度から、重層的支援体制整備事業の移行準備事業を開始し、誰一人取り残さない支援体制の構築に向けた取り組みを推進しています。

今後も、令和7年度の重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて、支援体制の構築や多機関協働の取り組みを推進し、障がいの種類や程度に関わらず、安心して生活を送ることができるよう、努めます。

重点施策

3



障がい児等への支援

障がい児は全国的に増加傾向にあり、特に、発達障がい（自閉症スペクトラム障がい（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）など）の診断を受けるこどもが増えています。

わが国では、障がい児支援として、特別支援学校や特別支援学級、通常学級での合理的配慮の提供、インクルーシブ教育の推進が図られるなど、様々な場面において支援が拡充されており、上峰町でも同様に、児童発達支援を拡充しています。

今後も上峰町が、障がいのあるこどもたちが健やかに成長でき、また、その保護者も安心して生活できるまちであるように、支援の充実に努めます。

基本目標と主な取り組み

基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標のもと、様々な取り組みを推進します。

支え合いのまちづくり

基本目標



「共生社会」の実現に向け、障がいのある人を含め、すべての住民が互いに尊重し、支え合うことができるよう、障がいや合理的配慮、権利に関する広報・啓発活動を実施し、障がいについての理解を深めます。

また、差別解消や虐待防止、成年後見制度等障がいのある人の人権を守る取り組みを推進します。

施策

障がいに対する理解促進

- ①住民の意識啓発・広報活動の充実
- ②ボランティア活動・支え合い活動の推進
- ③行政における合理的配慮の充実
- ④障がい者週間における啓発活動
- ⑤町内における福祉教育の推進
- ⑥障がいのある人が障がいを学ぶ機会の提供
- ⑦心のバリアフリー教育の推進

差別解消の推進

- ①障がいを理由とする差別の解消
- ②差別事例への迅速な対応
- ③差別に関する相談窓口の利活用促進
- ④差別解消のための周知・啓発
- ⑤ヘルプマークの配布及び理解促進

権利擁護の推進

- ①成年後見制度の利用促進
- ②家族等への支援
- ③投票環境の向上
- ④日常生活自立支援事業
- ⑤合理的配慮の普及
- ⑥虐待防止体制の整備



安全・安心・快適に暮らせる環境整備

基本目標

2



障がいの種別や程度に関わらず、自身の必要なサービスを適切に利用しながら、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、防災・防犯に関する取り組みを推進し、安全なまちづくりを進めるほか、公共施設等のバリアフリー化や外出支援など、快適に過ごせる上峰町を目指した取り組みを推進します。

施策

防災・防犯体制の充実

- ①防災対策の推進
- ②災害発生時の体制整備
- ③災害発生に備えた避難支援体制整備
- ④ひとり暮らしの障がいのある人への緊急時体制整備
- ⑤消費者トラブルの予防
- ⑥地域の見守り活動の推進

安心して過ごせる生活環境の充実

- ①利用者視点の公共施設等の整備
- ②住居の整備・改修等の支援
- ③道路環境等の整備



快適な移動支援の充実

- ①外出支援
 - ②福祉タクシー利用助成事業
 - ③移動支援
 - ④パーキングパーミットの発行
- ※パーキングパーミット：身障者用駐車場利用証

相談等サービス利用における支援の拡充

- ①障がいのある人への助成等
- ②相談支援体制の強化
- ③地域における相談活動
- ④民生委員児童委員の相談活動支援
- ⑤サービス利用の支援
- ⑥相談窓口の認知度の向上



保健・医療・健康づくりの充実



基本目標

3

障がいのある人が心身ともに健康で、いきいきと過ごせるように、適切な保健・医療サービスを提供するほか、健康づくり活動の推進や精神保健の拡充を通じて、疾病等の発生や重度化の予防に努めます。

また、障がい児に対する支援を推進し、今後の増加が見込まれる支援ニーズに対応できるよう、体制整備を進めます。

施策

保健・医療の充実

- ①保健・医療サービスの充実
- ②健康教育等の実施
- ③難病支援
- ④障がいのある人の健康増進
- ⑤心の健康づくり・自殺予防についての啓発
- ⑥障がいのある人の地域移行支援

障がい児等への支援の拡充

- ①発達に関する個別支援体制の強化
- ②医療的ケア児支援の推進
- ③家族等への支援
- ④療育体制の充実



～上峰町重層的支援体制整備事業「かみつばき」～

町のよろず相談窓口として公認心理師などの専門家が、生活のこと・夫婦関係・子どもの療育・介護でのお悩み・労働問題・家庭内暴力や引きこもり、その他困りごとなど何でもお聴きします。プライバシーに配慮し秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

場所はおたっしや館内において、月曜日から金曜日までの9時から17時まで（祝日、12月29日から1月3日を除く）、無料で電話相談もしくは対面相談が受けられます。

また、当事者の方はもちろん、ご家族や関係者の方からの相談もお受けいたします。



あなたの「一歩」を
お手伝いさせていただきます
立ち止まる時に
ゆつくり支える手が
ここにあります

社会参画の促進に向けた教育や就労、 地域活動等への支援の充実

基本目標

4



障がいのある人が自立し、社会に積極的に参加できるよう、障がいの有無に関わらず、すべての人が学ぶことができる教育環境を整備するとともに、雇用の機会を広げるための支援や、職場での合理的配慮を促進します。また、地域での支え合いや交流活動の充実を図り、障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らせる基盤を作ります。

施策

個性・可能性を伸ばす育ちへの支援

- ①児童発達支援の提供体制の充実
- ②障がい児支援関係機関との連携
- ③特別支援教育の充実



雇用・就労、生活の支援

- ①障がい者雇用に関する啓発・相談
- ②障がい者優先調達推進方策
- ③就労支援
- ④生活困窮者への支援
- ⑤就労の場における合理的配慮の理解促進

地域活動等への参加の促進、交流活動の促進

- ①地域活動への参加の促進
- ②安心して過ごせる居場所づくり



スポーツや文化芸術活動の振興

- ①スポーツ活動の促進
- ②文化芸術活動の振興



包括的な支援体制の構築

基本目標

5



上峰町では、地域住民が抱える複雑化・複合化する課題に柔軟に対応するために、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業を開始し、断らない相談窓口として「かみつばき」をおたっしや館内に設置しました。今後も、誰一人取り残さない支援を実施するために、関係団体や支援者の育成及び関係機関等との連携強化を図ります。

施策

福祉を支える人材、団体の育成

- ①事業者の参入促進
- ②福祉を支える人材の養成
- ③団体の運営支援



多機関協働による福祉の推進

- ①障がいに関するサービスの情報提供
- ②福祉ネットワークの形成
- ③障がい者施設等との連携強化
- ④民生委員等との連携強化
(協議・協働の機会創出)

計画の推進に向けて

この計画を実現するためには、行政だけでなく企業、NPO（民間非営利組織）やボランティア等の組織・団体や個人、そして住民の方々が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携を行い、社会全体として協働して取り組んでいく必要があります。

上峰町は、住民や関係機関・団体と協力しながら計画の実施に取り組むとともに、障がいのある人を中心に住民ニーズや実態を把握し、国・県との連携を図りながら施策を推進します。

上峰町障害者計画（概要版）

発行：佐賀県上峰町健康福祉課

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

TEL：0952-52-7413（直通）

